

# 公益通報者保護法事務処理要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、労働者からの下関市への公益通報に関し必要な事項を定め、労働者の保護を図るとともに、市民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって市民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「労働者」とは、次に掲げる者とする。ただし、下関市職員等（下関市と契約関係にある事業者及びその役職員）は除く。

- (1) 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者
- (2) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者
- (3) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員
- (4) 前3号に規定する者であった者
- (5) 前4号に規定する者のほか通報内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

2 この要綱において「公益通報」とは、公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報で、下関市長が通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限（以下「処分等をする権限」という。）を有するものをいう。

3 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。

4 この要綱において「法令主管課」とは、公益通報者保護法別表に規定されている法律の中で、市町村が通報先とされている法律を所管する、下関市の機関をいう。

## (公益通報者)

第3条 この要綱により公益通報が行える者は、労働者とする。

## (通報窓口)

第4条 法令主管課は、労働者から公益通報を受け付ける窓口を設置する。

## (公益通報)

第5条 公益通報は、面談、電話、ファックス、封書又は電子メールにより受け付ける。

2 公益通報は、実名により行うものとする。

## (公益通報の処理)

第6条 法令主管課の長は、公益通報の受付、調査等を行うための調査担当を置く。

- 2 法令主管課の長は、公益通報を受けた場合、調査の必要があると認めるときは、調査の開始を調査担当に指示するものとする。
- 3 法令主管課の長は、通報内容となる事実について、下関市に処分等をする権限がないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し遅滞なく教示しなければならない。
- 4 法令主管課の長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 5 法令主管課の長は、調査の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- 6 法令主管課の長は、公益通報に係る調査の結果及び措置について、公益通報者に対し通知するよう努めなければならない。
- 7 法令主管課の長は、調査の結果及び措置について、市長に報告するものとする。

#### **(秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)**

第7条 通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

#### **(通報関連資料の管理)**

第8条 各法令主管課の長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

#### **(協力義務)**

第9条 法令主管課の長は、国・都道府県及び他の市町等公の機関から調査等の協力を求められたときは、可能な限り必要な協力を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。